



## 1. 前回の協議会で決定した事項の確認

## 2. IT化分科会の報告（富永座長）

- メンバーは富永議員、鵜飼議員、村山議員、近藤千鶴議員、早川議員、蟹井議員、郷右近議員。
- 次回日程は当局の都合が悪いので再度調整になった。
- 会派説明の議案説明の資料も電子データ化するか再検討する。
- 子ども議会の分科会に当局が参加していたイメージで毎回の分科会に当局も参加をお願いしたい。
- 資料を掲載するタイミングは議案を掲載するのと同じタイミングで。
- 委員会に提出される資料は全てペーパーレスにという方向で。
- IT化をなぜ進めるかについてはこの間報告をした通りで、どこまで進めるかについては最初の時点で決めるという方法もあるが、議論や合意を形成しながら進めるのがよいという考え。
- 残りの任期が限られているので試行中の持ち込みの本格化と当局側の参加をどこまで進められるかを話し合っけてゆく。

○ルールの明文化をすること、当局の分科会への出席は必要に応じて議長から要請することを決定した。

○ペーパーレス化は電子データのウェブ掲載の仕方と紙も残すのかについても議論してゆく。

## 3. 議会基本条例等の別紙の説明（宮本座長）

- 市民懇談会実施要綱、第5条の1は市民から懇談会をしてほしいという要望の場合、2は議会・議員が希望する場合のこと。
- 団体の定義は特に定めていない。構成人数などは定めていないが複数人という認識。市政に関することなので、市内の団体をイメージしているが、市外について議論はしていない。
- 費用については議論していない。市庁舎というのが前提、もしくは相手の団体の場所で行うこと。ただ、相手によっては検討することになると考える。でも、費用弁償については考えていない。
- 様式1の懇談項目の(3)はいわゆる「その他」の意味。基本は市政と議会について。
- 5条の2の可能な限りというのはだれが決めるということは考慮されていない。

- 反問権及び反論権に関する取扱要綱の反論権の同一議題に2回までというのは、同じ議題に対してということ。

反論権の行使は大項目に複数の小項目ではなく、小項目で1回ということ。反論について議員は答弁をしなければいけないということに関しては議長が当局を制止することができるので、議員はどうしても反論に対して答弁をしなければならないわけではない。

○反論権の3条の3は(1)の趣旨で1回、(2)の趣旨で1回ということかどうかは次回の持ち帰り事項にした。

#### 議会基本条例について

- 三浦議員が文書で、修正内容を提起。いまの条例でよいと思っている。そこまで縛らなくても。条例はここまでかかなくてもよいのでは？全体に詳細な文書にすることが必要か？もっと大まかなものでよいのではないか？という趣旨。
- 早川議員が文書で、「など」は「等」に「したり」は「や」に修正し、「つとめること」、「ものとする」などの努力義務にあたる表現は断定調にした。また、豊明市民に開かれた議会を目指し(前文)、議会活動を最優先にする(4条)、議会モニターの提案(19条のあと)などの修正を提起。
- 富永議員が文書で、議員定数や報酬の改正にあたっては、議会に期待される役割も勘案し、幅広い市民の意見を聴取し、有識者の意見も参考にして決定する(6条、7条)、議決事項に総合計画の基本計画を加える(25条)などの修正を提起。
- 努力義務についての表現は分科会から提起するにあたって全員の一致した文言になっている。
- 休会中の質問は議員の権利として明記している。ただ、議長を通じて議会として質問できる、一般質問という意味。
- 3件の提案についての質問はせず、持ち帰りにする。
  - 意見の相違や異論がある項目について議論をして進めていく。
  - 次回の協議会では議会基本条例案について議論をする。

#### その他

13条の委員会原則公開の文言はいまの委員会条例とはことなるので整合性を(事務局からの指摘)

パブコメの要綱がないことは承知していて、分科会ではその項目には触れないということになりました。が、個人では提起したいと思う。(宮本座長)

異議なし

基本条例案への提案は文書で提出すること。

ITの持ち込みのルール素案の説明は次回する。

次回は3月22日の14時から 会議録作成担当者は清水議員、近藤千鶴議員